

資料 1 - 4 議案第 2 3 3 号

令和 5 年 10 月 30 日
都市整備部都市計画課

東京都市計画生産緑地地区の変更について

東京都市計画生産緑地地区について、生産緑地地区の指定から 30 年が経過したことを理由とした買取り申出（* 1）にともなう行為制限の解除（* 2）により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区 3 地区の全部及び 1 地区の一部を削除する。

また、農業の主たる従事者の死亡等を理由とした買取り申出にともなう行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区 3 地区の全部及び 1 地区の一部を削除する。

については、下記のとおり都市計画を変更する。（板橋区決定）

（参考） 板橋区においては、平成 3 年 4 月に改正された生産緑地法を受け、平成 4 年 11 月に保全すべき農地として生産緑地地区を指定する都市計画決定をしている。その後、公共施設等の用地又は買取り申出にともなう行為制限の解除等、都市計画上の要請に基づき削除または追加の都市計画変更を適宜行っている。

【注記】 * 1 買取り申出：生産緑地法において、生産緑地地区所有者の権利保護の観点から、一定の要件を満たす場合、所有者から区に生産緑地地区の買取りを申し出ることが出来る規定である（生産緑地法第 10 条）。

* 2 行為制限の解除：生産緑地地区内においては建築行為や宅地の造成等をしてはならないが（同法第 8 条）、* 1 の申出後は、農地等の営農以外の利用を制限することを解除する規定である。解除後は建築行為や宅地の造成等が可能となる（同法第 14 条）。

記

1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 7. 6 6 ha

2 変更の概要

変更前 (令和 4 年 12 月 6 日告示)	変更内訳		変更後
計 6 0 件 約 8. 59 ha	全部削除 6 件 一部削除 2 件 計 8 件 約 0. 93 ha	追加 0 件 0 ha	計 5 4 件 約 7. 66 ha

3 削除を行う位置及び区域 (位置は総括図のとおり)

(1) 指定告示から30年経過を理由とした削除

名称		位置	変更内訳			備考
番号	地区名		変更前	変更後	摘要	
5	成増	成増四丁目地内	約 3,780 m ²	0 m ²	全部削除	生産緑地地区指定告示 平成4年11月5日 指定告示から30年経過による 法第10条に基づく買取申出 令和4年11月7日 買い取らない旨の通知書 令和4年11月29日 農業者への斡旋(買受希望者なしの通知) 令和5年1月31日 法第14条に基づく行為制限の解除 令和5年2月8日
15	赤塚	赤塚七丁目地内	約 620 m ²	約 330 m ²	一部削除	生産緑地地区指定告示 平成4年11月5日 指定告示から30年経過による 法第10条に基づく買取申出 令和4年12月28日 買い取らない旨の通知書 令和5年1月20日 農業者への斡旋(買受希望者なしの通知) 令和5年3月6日 法第14条に基づく行為制限の解除 令和5年3月29日
52	西台	西台三丁目地内	約 1,010 m ²	0 m ²	全部削除	生産緑地地区指定告示 平成4年11月5日 指定告示から30年経過による 法第10条に基づく買取申出 令和4年12月7日 買い取らない旨の通知書 令和4年12月27日 農業者への斡旋(買受希望者なしの通知) 令和5年2月16日 法第14条に基づく行為制限の解除 令和5年3月8日

名称		位置	変更内訳			備 考
番号	地区名		変更前	変更後	摘要	
86	赤塚新町	赤塚新町三丁目地内	約 810 m ²	0 m ²	全部削除	生産緑地地区指定告示 平成 4 年 11 月 5 日 指定告示から 30 年経過による 法第 10 条に基づく買取申出 令和 4 年 11 月 7 日 買い取らない旨の通知書 令和 4 年 11 月 29 日 農業者への斡旋（買受希望者なしの通知） 令和 5 年 1 月 31 日 法第 14 条に基づく行為制限の解除 令和 5 年 2 月 8 日
計	4 件		約 6,220 m ²	約 330 m ²		

(2) 主たる従事者の死亡を理由とした削除

名称		位置	変更内訳			備 考
番号	地区名		変更前	変更後	摘要	
13	赤塚	赤塚八丁目地内	約 1,180 m ²	0 m ²	全部削除	生産緑地地区指定告示 平成 4 年 11 月 5 日 法第 10 条の 2 に基づく特定生産緑地の指定公示（特 22-2）（* 3） 令和元年 12 月 9 日 主たる従事者の死亡による 法第 10 条に基づく買取申出 令和 4 年 5 月 10 日 買い取らない旨の通知書 令和 4 年 6 月 2 日 農業者への斡旋（買受希望者なしの通知） 令和 4 年 8 月 3 日 法第 14 条に基づく行為制限の解除 令和 4 年 8 月 11 日 （* 3）特定生産緑地「特 22-2」については、生産緑地地区の削除に伴い、特定生産緑地の指定の理由が消滅するため、法第 10 条の 6 に基づき指定を解除する。

名称		位置	変更内訳			備 考
番号	地区名		変更前	変更後	摘要	
14	赤塚	赤塚八丁目地内	約 710 m ²	0 m ²	全部 削除	<p>生産緑地地区指定告示 平成 4 年 11 月 5 日 法第 10 条の 2 に基づく特定生産緑地の 指定公示 (特 22-3) (* 4) 令和元年 12 月 9 日 主たる従事者の死亡による 法第 10 条に基づき買取申出 令和 4 年 5 月 10 日 買い取らない旨の通知書 令和 4 年 6 月 2 日 農業者への斡旋 (買受希望者なしの通知) 令和 4 年 8 月 3 日 法第 14 条に基づき行為制限の解除 令和 4 年 8 月 11 日</p> <p>(* 4) 特定生産緑地「特 22-3」 については、生産緑地地区の 削除に伴い、特定生産緑地の 指定の理由が消滅するため、 法第 10 条の 6 に基づき指定を 解除する。</p>
59	徳丸	徳丸五丁目地内	約 770 m ²	約 350 m ²	一部 削除	<p>生産緑地地区指定告示 平成 4 年 11 月 5 日 法第 10 条の 2 に基づく特定生産緑地の 指定公示 (特 22-29) (* 5) 令和 2 年 12 月 9 日 主たる従事者の死亡による 法第 10 条に基づき買取申出 令和 4 年 10 月 17 日 買い取らない旨の通知書 令和 4 年 11 月 7 日 農業者への斡旋 (買受希望者なしの通知) 令和 4 年 12 月 27 日 法第 14 条に基づき行為制限の解除 令和 5 年 1 月 18 日</p> <p>(* 5) 特定生産緑地「特 22-29」 については、生産緑地地区の 一部削除に伴い、特定生産緑 地の指定の理由が消滅するた め、法第 10 条の 6 に基づき指 定を一部解除する。</p>

名称		位置	変更内訳			備考
番号	地区名		変更前	変更後	摘要	
100	赤塚	赤塚八丁目地内	約 1,080 m ²	0 m ²	全部削除	<p>生産緑地地区指定告示 平成5年10月26日 法第10条の2に基づく特定生産緑地の指定公示(特23-7)(※6) 令和元年12月9日 主たる従事者の死亡による 法第10条に基づく買取申出 令和4年5月10日 買い取らない旨の通知書 令和4年6月2日 農業者への斡旋(買受希望者なしの通知) 令和4年8月3日 法第14条に基づく行為制限の解除 令和4年8月11日</p> <p>(※6)特定生産緑地「特23-7」については、生産緑地地区の削除に伴い、特定生産緑地の指定の理由が消滅するため、法第10条の6に基づき指定を解除する。</p>
計	4件		約 3,740 m ²	約 350 m ²		

4 都市計画変更の経緯と今後のスケジュール

令和5年	4月26日	農業委員会へ照会
	5月26日	農業委員会の回答
	6月21日	東京都知事協議(都市計画法に基づく協議の申出)
	6月22日	東京都知事協議結果通知
	8月21日 ～9月4日	都市計画案の公告・縦覧(意見書の受付)
	10月30日	都市計画審議会へ付議
	12月下旬	都市計画変更告示(予定)